

近畿公衆衛生学会における COI（利益相反）に関する細目

1. 開示する対象者

演題発表時は発表者全員の利益相反の開示が必要です。

開示の対象期間は抄録提出時より過去5年間です。

2. 開示する基準

以下の項目に該当する場合とします。

- (1) 自らが兼任する公衆衛生学研究に関連する企業・法人組織や営利を目的とした団体（以下、企業・組織や団体という）の役員、顧問職については、1つの企業・組織や団体からの報酬額が年間100万円以上の場合。
- (2) 株式の保有については、1つの企業についての1年間の株式による利益（配当、売却益の総和）が100万円以上の場合、あるいは当該全株式の5%以上を所有する場合。
- (3) 企業・組織や団体からの特許権使用料については、1つの権利使用料が年間100万円以上の場合。
- (4) 企業・組織や団体から、会議の出席（発表）に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料など）については、1つの企業・団体からの年間の講演料が合計50万円以上の場合。
- (5) 企業・組織や団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料については、1つの企業・組織や団体からの年間の原稿料が合計50万円以上の場合。
- (6) 企業・組織や団体が提供する研究費については1つの企業・団体から支払われた総額が年間100万円以上の場合。
- (7) 企業・組織や団体が提供する奨学（奨励）寄附金については、1つの企業・組織や団体から、個人または所属に支払われた総額が年間100万円以上の場合。
- (8) 企業・組織や団体が提供する寄附講座に所属している場合。
- (9) その他、研究とは直接無関係な旅行、贈答品などの提供については、1つの企業・組織や団体から受けた総額が年間5万円以上の場合。
- (10) 過去5年以内において研究に関連する企業や営利を目的とする団体に所属した場合。

ただし、(6)、(7)については、研究成果の発表に関連して開示すべき COI 関係にある企業や団体などからの研究経費、奨学寄附金などの提供があった場合には、それらの金額に加えて申告すること。

3. 利益相反状態開示の方法

利益相反の有無について、演題のスライド二枚目にその旨を開示してください。

●参考

- ・開示すべき利益相反がない場合の表示例

第 61 回近畿公衆衛生学会 COI 開示

演題名：

筆頭演者名：

私が発表する今回の演題について開示すべき COI はありません

- ・開示すべき利益相反がある場合の表示例

第 61 回近畿公衆衛生学会 COI 開示

演題名：

筆頭演者名：

私が発表する今回の演題について開示すべき COI は以下のとおりです。

(1) ●●●●株式会社

(6) ■■■■研究センター